

生駒市条例第 2 1 号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の定年等に関する条例(昭和 5 9 年 4 月生駒市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 1 1 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 1 2 条・第 1 3 条)

第 5 章 雑則(第 1 4 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」という。) 第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5 第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 2 8 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 2 8 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由があ

る」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の理由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の理由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」

を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）第14条の2及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）第13条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等により、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる

限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特

別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの

通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3	63年

月 3 1 日まで	
令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 9 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第 3 条 生駒市職員定数条例（昭和 42 年 4 月生駒市条例第 4 号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「509人」を「535人」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の職員の項中「3人」を「4人」に改め、同表消防の事務部局の職員の項中「137人」を「150人」に改め、同表合計の項中「870人」を「910人」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第2条の2 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務実績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 当該職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師 2 名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

ウ その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第 2 条の 3 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第 4 条の前の見出し中「及び降給」を削る。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則

に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)附則第24項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)附則第24項の規定による降給とする」とする。
- 3 第3条第2項の規定は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、「法」を「地方公務員法」に改め、「第19条まで」の次に「及び第21条の2」を、「の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例(平成11年3月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加え

る。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「採用される職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再

任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その者の給料月額は、その者」を「当該職員の給料月額は、当該職員」に改め、同項ただし書中「）の給料月額は、その者」を「）の給料月額は当該職員」に、「その者の勤務時間」を「当該職員の勤務時間」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第2項中「、その者」を「当該職員」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「、その者」を「当該職員」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改

め、同条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額
は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短
時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当
該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等
条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員
の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
とする。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇格、昇給の
基準）」を付する。

第4条の2を削る。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加
え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1
号中「その者」を「当該職員」に、「相当する額（以下）」を「相当する額（以
下この号において）」に改め、同号ただし書中「得た額（以下）」を「得た額（以
下この号及び第3号において）」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員
」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当
該職員」に改める。

第10条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用
短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「
（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を
「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第14条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用

職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第7条」を「第4条第1項から第8項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳を超える職員の給料の特例)

24 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

25 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

26 附則第24項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において附則第24項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

27 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条の3第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額

と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第24項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項（附則第25項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第11条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「一般職に属する職員（法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員、法第28条の4及び第28条の5の規定により採用された職員、パートタイム会計年度任用職員（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号に該当する者を除く。）その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）」を「会計年度任用職員」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号に該当する者を除く。次項において同じ。）としての任期の合計が引き続いて6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第21条中「及び第12条第2項」を「並びに第12条第2項及び第3項」に、「第12条第2項中」を「第12条第2項及び第3項中」に改める。

第25条第2項中「再任用短時間勤務職員（給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）」に改める。

（生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第12条 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第7項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第13条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

第4条第1項中「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改め、同項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、「含む。）」の次に「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」を加える。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、「含む。）」の次に「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」を加え、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「額（以下）」を「額（以下この項及び第5項において）」に改める。

第7条の次に次の見出し及び2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の2 第2条第2項に規定する者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間は、前条第1項

の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第7条の3 第7条第6項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）が新たに職員（第2条第2項の規定により職員とみなされる者を除く。以下この条において同じ。）になった場合における第7条第1項に規定する職員としての在職期間には、会計年度任用職員としての引き続いた在職期間は、含まないものとする。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「に

は」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第14項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第21項から第27項まで」を加える。

附則第15項中「第5条の2」の次に「及び附則第23項」を加える。

附則第16項中「第5条」の次に「又は附則第22項」を加える。

附則第19項中「令和4月3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の7項を加える。

21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第21項」とする。

22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第22項」とする。

23 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例附則第24項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

24 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用について

は、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月」とあるのは「0月」とし、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

25 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

26 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」

とあるのは、「100分の3を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占めるもの」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

第17条第6項中「失職している」を「失業している」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 職員(定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)附則第24項から第30項までの規定の例により管理者が別に定める。

(生駒市職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 生駒市職員の再任用に関する条例(平成13年3月生駒市条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の定年等に関する条例附則に2項を加える改正規定（附則第4項に係る部分に限る。）、第13条中生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び附則第19項の改正規定並びに附則第17条の規定 公布の日

(2) 第13条中生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第11項の改正規定 令和4年10月1日

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日

における改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達しているものを昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 第10条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第24項から第31項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職にかかる年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない

範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日前に改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のう

ち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したものの

(4) 施行日以後に改正後の定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したものの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項、附則第8条、附則第10条第5項から第7項まで及び附則第11条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は前条第1項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公

共団体の組合をいう。次項及び附則第7条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職で、その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績

その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第16条において同じ。）に達しているもの（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前の定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、当該

者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達しているもの（改正後の定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 暫定再任用職員は、第7条の規定による改正後の公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

第9条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第8条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の勤務時間条例の規定を適用する。

第10条 暫定再任用職員（附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項及び附則第12条第2項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給与条例第3条の3第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正後の給与条例第4条第1項ただし書に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」と

あるのは、「に、改正後の給与条例第4条第1項ただし書に規定する育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の給料条例第3条の3第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第8条の2第2項第2号、第10条第3項及び第15条第5項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第15条第3項及び第17条の2第1項の規定を適用する。

6 改正後の給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年9月生駒市条例第21号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間職員及び暫定再任用職員」とする。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 暫定再任用職員に対する第13条の規定による改正後の生駒市職員の

退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。）」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年9月生駒市条例第21号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第14条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の企業職員給与条例の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の企業職員給与条例附則第6項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年9月生駒市条例第21号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員」とする。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第13条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第14条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地

方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第15条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超えるものとする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第16条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から

基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達しているものを、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第17条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（失業者の退職手当に関する経過措置）

第18条 改正後の退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に改正後の退職手当条例第10条第4項の事業を開始した職員に該当するに至った者について適用する。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第19条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59

年 4 月生駒市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「改正後の条例第 3 条から第 5 条まで」を「生駒市職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条まで又は附則第 2 1 項若しくは第 2 2 項」に、「改正後の条例第 3 条から第 5 条の 3 まで」を「、同条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 2 1 項から第 2 7 項まで」に改める。

附則第 4 項中「改正後の条例」を「生駒市職員の退職手当に関する条例」に、「同項又は条例」を「、同項又は同条例」に改め、「第 5 条の 2」の次に「及び附則第 2 3 項」を加える。

附則第 5 項中「改正後の条例」を「生駒市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第 5 条」の次に「又は附則第 2 2 項」を加え、「その者」を「、その者」に、「、この条例附則第 3 項」を「附則第 3 項」に改める。